

審査案件①

例規等審査委員会後に変更となった規定

変更後	変更前
<u>和泉市立榎尾山レクリエーションセンター条例</u> (設置) 第1条 本市は、人と自然とのふれあいの中で、広く市民の生涯学習を推進するとともに、南部地域のにぎわいの創出並びに<u>人々の交流</u>の場及び癒しの場の提供による地域の活性化を図るため、<u>和泉市立榎尾山レクリエーションセンターを設置する。</u> <u>(名称及び位置)</u> 第2条 <u>和泉市立榎尾山レクリエーションセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <u>名称 和泉市立榎尾山レクリエーションセンター</u> <u>位置 和泉市榎尾山町1番地の21</u> (事業) 第3条 <u>和泉市立榎尾山レクリエーションセンター</u>(以下「<u>センター</u>」という。)は、<u>第1条</u>の設置目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>自然を活かした生涯学習の推進に関すること。</u>	<u>和泉市立榎尾山学びと癒しの館条例</u> (設置) 第1条 本市は、人と自然とのふれあいの中で、広く市民の生涯学習を推進するとともに、南部地域のにぎわいの創出並びに交流の場及び癒しの場の提供による地域の活性化を図るため、<u>次の施設を設置する。</u> <u>名称 和泉市立榎尾山学びと癒しの館</u> <u>位置 和泉市榎尾山町1番地の21</u> (事業) 第2条 <u>和泉市立榎尾山学びと癒しの館</u>(以下「<u>学びと癒しの館</u>」という。)は、<u>前条</u>の設置目的を達成するため、<u>主として</u>次の事業を行う。 (1) <u>講習会、講演会及び研究会</u>

変更後	変更前
<u>(2) 地域のにぎわいの創出及び人々の交流の促進に関すること。</u> <u>(3) 施設の貸与に関すること。</u> <u>(4) 入浴施設の提供に関すること。</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。</u> (利用の許可) 第4条 <u>センター</u>を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 委員会は、前項の規定により<u>センター</u>の利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (利用許可の制限) 第5条 委員会は、<u>センター</u>を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) ～ (4) 略 <u>(権利譲渡等の禁止)</u> 第7条 利用者は、<u>センター</u>の利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外に利用してはならない。 <u>(立入りの制限等)</u>	<u>(2) 宿泊施設（居室及びテント施設をいう。）の提供</u> <u>(3) 入浴施設の提供</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認める事業</u> (利用の許可) 第3条 <u>学びと癒しの館</u>を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。 2 委員会は、前項の規定により<u>学びと癒しの館</u>の利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (利用許可の制限) 第4条 委員会は、<u>学びと癒しの館</u>を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) ～ (4) 略 <u>(立入りの制限等)</u> 第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、<u>学びと癒しの館への立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。</u> <u>(1) ～ (4) 略</u>

変更後	変更前
<u>第8条</u> 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、センターへの立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) ～ (4) 略 (指定管理者による管理) <u>第9条</u> センターの管理は、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 2 略 3 指定管理者に<u>センター</u>の管理を行わせない場合は、委員会が管理する。この場合において、必要な規定の読替えは、規則で定める。 (指定管理者が行う業務の範囲) <u>第10条</u> 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 (1) 施設、設備等の維持管理 (2) <u>第3条</u>に規定する事業に関する業務 (3) 利用申請書の受理及び許可書の交付 (4) <u>センター</u>の利用を促進するために必要な業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>センター</u>の管理運営のために委員会が必要と認める業務	(権利譲渡等の禁止) <u>第7条</u> 利用者は、学びと癒しの館の利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外に利用してはならない。 (指定管理者による管理) <u>第8条</u> <u>学びと癒しの館</u>の管理は、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 2 略 3 指定管理者に<u>学びと癒しの館</u>の管理を行わせない場合は、委員会が管理する。この場合において、必要な規定の読替えは、規則で定める。 (指定管理者が行う業務の範囲) <u>第9条</u> 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>第2条</u>に規定する事業に関する業務 (3) 略 (4) <u>学びと癒しの館</u>の利用を促進するために必要な業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>学びと癒しの館</u>の管理運営のために委員会が必要と認める業務

変更後	変更前
2 略 (指定管理者による管理の基準) <u>第11条</u> 指定管理者を指定した場合は、指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他の関係する法令等に基づき<u>センター</u>を管理しなければならない。 (利用料金) <u>第12条</u> <u>センター</u>の利用料金は、別表第1に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。 2 略 3 前2項に定めるもののほか、<u>センター</u>の附属設備の利用料金については、市長が別に定める。 4 利用者は、<u>第4条第1項</u>の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。 5 略 <u>第13条、第14条</u> 略 (キャンセル料) <u>第15条</u> 指定管理者は、<u>第4条第1項</u>の規定による利用の許可を受けた者であって、当該利用の利用料金が未納であるものが、当該利用を取りやめる場合又は当該利用を取りやめることを申し出ず利用	2 略 (指定管理者による管理の基準) <u>第10条</u> 指定管理者を指定した場合は、指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他の関係する法令等に基づき<u>学びと癒しの館</u>を管理しなければならない。 (利用料金) <u>第11条</u> <u>学びと癒しの館</u>の利用料金は、別表第1に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。 2 略 3 前2項に定めるもののほか、<u>学びと癒しの館</u>の附属設備の利用料金については、市長が別に定める。 4 利用者は、<u>第3条第1項</u>の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。 5 略 <u>第12条、第13条</u> 略 (キャンセル料) <u>第14条</u> 指定管理者は、<u>利用を予約した者</u>(以下「予約者」という。)が利用を取りやめる場合は、当該者にキャンセル料を支払わせることができる。

変更後	変更前						
<u>しなかった場合は、当該者に、市長が別に定める基準に従いキャンセル料を支払わせることができる。</u>	<u>2 前項のキャンセル料は、予約者が取りやめを申し出た次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。</u> <u>(1) 利用予定日の3日前から前日まで 当該利用に係る利用料金の50パーセントに相当する額</u> <u>(2) 利用予定日の当日 当日利用に係る利用料金の全額</u> <u>3 前項に定めるもののほか、予約者が利用を取りやめることを申し出ず利用しなかった場合のキャンセル料は、当該利用に係る利用料金の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。</u>						
第16条 略 (利用者の義務)	第15条 略 (利用者の義務)						
第17条 利用者は、常に善良な管理者としての注意をもって、<u>センター</u>の管理運営に協力しなければならない。	第16条 利用者は、常に善良な管理者としての注意をもって、<u>学びと癒しの館</u>の管理運営に協力しなければならない。						
2 略	2 略						
第18条 略	第17条 略						
別表第1 (第12条関係)	別表第1 (第12条関係)						
<table><tr><td>施 設</td><td>区 分</td><td>基本利用料金の額 (円)</td></tr></table>	施 設	区 分	基本利用料金の額 (円)	<table><tr><td>施 設</td><td>区 分</td><td>基本利用料金の額 (円)</td></tr></table>	施 設	区 分	基本利用料金の額 (円)
施 設	区 分	基本利用料金の額 (円)					
施 設	区 分	基本利用料金の額 (円)					

変更後				変更前					
居室	日中利用	午前１０時から午後４時まで		居室	午前１０時から午後４時まで		略		
	宿泊利用	午後４時から翌日午前１０時まで			午後４時から翌日午前１０時まで				
テント施設	午前１０時から翌日午前１０時まで	小人	略	野外活動施設	テント施設	午前１０時から翌日午前１０時まで			
		大人				大人			
野外炊飯施設	午前１０時から午後４時まで	小人			野外炊飯施設	午前１０時から午後４時まで			
		大人				大人			
	午後４時から午後１０時まで	小人				午後４時から午後１０時まで			
		大人				大人			
入浴施設	浴場	小人		日帰り入浴施設	小人				
		大人			大人				
	サウナ施設	一般利用		サウナ施設	共同利用				
	貸切利用（２時間）	貸切利用（２時間）							
多目的室	１時間当たり			多目的室	１時間当たり				
備考				備考					
１ 小人とは、４歳以上 <u>１６歳未満</u> の者をいい、４歳未満の者の利用は、無料とする。				１ 小人とは、４歳以上 <u>中学生以下</u> の者をいい、４歳未満の者の利用は、無料とする。					
２ 大人とは、 <u>１６歳以上</u> の者をいう。				２ 大人とは、 <u>高校生以上（それに該当する年齢）</u> の者をいう。					
３ 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「市民等」という。）以外の者が利用する場合（ <u>入浴施設を除く。</u> ）の利用料金は、基本利用料金の <u>１．２倍</u> の額とする。				３ 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人以外の者が利用する場合（ <u>日帰り入浴施設及びサウナ施設を除く。</u> ）の利用料金は、基本利用料金の <u>２倍</u> の額とする。					
４ <u>７歳未満</u> の者は、サウナ施設を利用することができない。				４ <u>未就学児</u> は、サウナ施設を利用することができない。					
５ 居室（ <u>宿泊利用に限る。</u> ）の利用料金には野外炊飯施設（午後４時から午後１０時までの利用に限る。）及び浴場（当該居室の利用期間中の利用に限る。）の利用料金を含む。				５ 居室（ <u>午後４時から翌日午前１０時までの利用に限る。</u> ）の利用料金には野外炊飯施設（午後４時から午後１０時までの利用に限る。）の利用料金を含む。					
６ サウナ施設の利用料金には浴場の利用料金を含む。				６ 居室（ <u>午後４時から翌日午前１０時までの利用に限る。</u> ）及びサウナ施設の利用料金には <u>日帰り入浴施設</u> の利用料金を含む。					
７ 居室の宿泊利用を２回以上続けて利用する場合の到着日及び出発									

変更後			変更前		
<u>日を除く滞在期間中の日中利用は、当該日の宿泊利用に含むものとする。</u>					
別表第 2（第 1 2 条関係）			別表第 2（第 1 2 条関係）		
区 分		基本利用料金の額（円）	区 分		基本利用料金の額（円）
宿泊利用	午後 4 時から翌日午前 1 0 時まで	1 0 0, 0 0 0	午後 4 時から翌日午前 1 0 時まで		1 0 0, 0 0 0
備考			備考		
1 <u>市民等以外の者が利用する場合の利用料金は、基本利用料金の 1. 2 倍の額とする。</u>			1 <u>市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人以外の者が利用する場合の利用料金は、基本利用料金の 2 倍の額とする。</u>		
2 <u>宿泊利用の利用料金には野外炊飯施設（午後 4 時から午後 1 0 時までの利用に限る。）及び浴場（当該宿泊利用の利用期間中の利用に限る。）の利用料金を含む。</u>			2 <u>利用料金には日帰り入浴施設の利用料金を含む。</u>		
3 <u>宿泊利用を 2 回以上続けて利用する場合の到着日及び出発日を除く滞在期間中の午前 1 0 時から午後 4 時までの間の利用は、当該日の宿泊利用に含むものとする。</u>			3 <u>利用料金には野外炊飯施設の利用料金を含む。</u>		